

令和8年度食品表示ウォッチャー募集要領

1 目的

消費者の方々から、食品販売店における不適正な食品表示に関する情報提供等を行ってもらい、このことを通じて食品表示の適正化を図ることを目的に「食品表示ウォッチャー」を募集する。

2 活動内容

- (1) 食品販売店で、食品の原産地表示などの状況を月2店舗以上確認し、新潟県電子申請システムにより、毎月報告する。
- (2) 随時、不適正な食品表示の情報提供を行う。

3 募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月13日（金）まで

4 応募資格

- (1) 県内在住の満18歳以上（令和8年4月1日現在）の者で食品表示に関心があること
- (2) 年間を通じて、定期的な報告と情報提供ができること
- (3) スマートフォン又はパソコンを使用し、新潟県電子申請システムにより活動報告を提出できる方

※ 食品表示ウォッチャー経験者も応募可能

5 任期

委嘱の日から令和9年3月31日まで

6 謝礼等

- (1) 原則年額6,600円の範囲内で、活動回数に応じて謝金を支払う。（1回あたり300円）
- (2) 食品販売店への交通費等は、食品表示ウォッチャーが負担する。
- (3) 謝金支払の際、マイナンバー（個人番号）提示を依頼する。

7 募集人数

60人

8 応募方法

県ホームページ又は募集チラシに記載した二次元バーコード等から電子申請で食品・流通課へ申し込む。

9 選考方法

応募の動機、地域バランス等を考慮の上選考し、結果を応募者全員に通知する。

10 その他

- (1) 食品表示ウォッチャーには、法律に基づく検査権限等は付与されていないことから、店内での写真撮影、伝票の閲覧、表示内容の指導など、風評被害の発生や営業妨害の恐れがある行動は認めない。
- (2) 研修会は、希望者を対象としてオンラインで開催する。